

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスは長期的な企業価値を最大化させるための経営体制を規律するとともに、株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を果たすために不可欠なものと考えております。こうした考えのもと、経営の透明性及び信頼性を確保するため、内部監査体制の強化や取締役会・監査役会の機能強化等を継続的に実施することにより、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
藤田 実	2,304,960	25.30
藤田エンジニアリング先持株会	872,100	9.57
日東興産株式会社	699,920	7.68
藤田社員持株会	487,860	5.35
株式会社群馬銀行	400,000	4.39
内藤 征吾	346,400	3.80
群馬土地株式会社	240,000	2.63
住友生命保険相互会社	150,000	1.65
INTERACTIVE BROKERS LLC	147,795	1.62
株式会社ヤマト	130,000	1.43

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

- 【大株主の状況】は、2020年3月31日現在の状況を記載しております。
- 当社は自己株式を2,588,753株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
五十嵐 富三郎	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

五十嵐 富三郎	○	社外取締役の五十嵐富三郎氏は、2014年6月まで当社の主要取引金融機関である株式会社群馬銀行の業務執行者(専務取締役)として勤務しておりました。 同氏は、株式会社群馬銀行の専務取締役及び顧問等の要職を歴任し、現在はサンデンホールディングス株式会社の理事を務めております。 当社は、株式会社群馬銀行から借入金がありますが総資産に占める割合は僅少であり、当社の意思決定に重要な影響を与える恐れはなく、且つ、同氏が同行の業務執行者を退任してから相当の期間が経過しております。また、サンデンホールディングス株式会社を含むサンデングループと当社との間には工事請負等の取引がありますが、条件面は他の取引先と同様であり、その額は僅少であります。以上から同氏と当社との関係性に特別な利害はなく、当社は同氏の経営者としての豊富な経験が経営の透明性確保や向上に繋がるものと判断し社外取締役に選任しており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
---------	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を結んでおります。

監査役と会計監査人とは期中において監査の妥当性と有効性を高めるため定期的または適宜に意見交換を行う場を設けております。

監査役と内部監査室は定期的または適宜に連絡会を開催し情報交換を行っております。

内部監査室は会計監査人に財務報告に関する内部統制に関して定期的に報告行うなど連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
室賀 康志	弁護士													
信澤 山洋	公認会計士													

- 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」、「

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
室賀 康志	○	_____	弁護士としての専門的見地を有しており、当社の経営全般に対して公正かつ客観的な視点による有益な助言や提言を得ることが期待でき、また、上記a～mに該当していないことから、一般の株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。
信澤 山洋	○	_____	公認会計士としての豊富な経験と知識を有しており、客観的かつ中立的な立場からの意見は当社の監査機能強化に繋がるものと期待でき、また、上記a～mに該当していないことから、一般の株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

目標利益を基準とした役員賞与を付与するとともに、取締役(社外取締役を除く。)が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その内容の概要は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と共有した報酬体系とし、個々の取締

役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、毎月の固定報酬である基本報酬、毎年一定の時期に決定する役員賞与及び譲渡制限付株式報酬等より構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとする。

2. 基本報酬(金銭報酬)等の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬及び役員賞与の額は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役の職位、職責及び業績など総合的に勘案したうえで、取締役会の決議により決定するものとする。

また、役員退職慰労金については、取締役の職位に基づき、毎年度、引当金を計上するものとする。

3. 非金銭報酬の額または数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬としての譲渡制限付株式の割当ては、取締役(社外取締役を除く。)の中長期的な企業価値向上に対する士気等を高めることを目的に、取締役の職位、業績等を総合的に勘案し取締役会の決議に基づき決定するものとする。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役藤田実が具体的内容について委任を受けるものとし、その委任理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適しているものと判断しており、また、権限の内容は、基本報酬及び各取締役の職位、職責、業績等を考慮した役員賞与の額ならびに株式報酬の割当株式数とする。なお、代表取締役は取締役会の決議に先立ち、独立社外取締役及び社外監査役へ事前に詳細な説明を行い、客観的な立場から助言を得る等、適正性を確保し決定するものとする。

なお、基本報酬(金銭報酬)及び非金銭報酬の割合については、事業年度における事業環境等を総合的に勘案して流動的に決定するものとする。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐する専任の部署及びスタッフは設けておりませんが、経営管理本部で情報提供をはじめ全般的な支援体制を整えております。

また、監査役が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、その職務を補助するための従業員を置くことができる体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 現状体制の概要

当社は取締役会、監査役会を設置しており、その構成は、それぞれ取締役7名(うち、社外取締役1名)、監査役3名(うち、社外監査役2名)であります。取締役会と監査役会が連携し、ガバナンスの確保を図っております。

(2) 各機関及び部署における運営、機能及び活動状況

< 取締役会 >

取締役会は、3ヶ月毎の開催を基本として、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。業務執行に関する最高意思決定機関として、経営の基本計画、法令で定められた事項、その他重要な取締役会付議事項につき決定するとともに、代表取締役をはじめ各取締役の業務執行の監督を行っております。

< 藤田グループ経営会議 >

社長が議長となり、グループ各社の業務執行部門を管掌する取締役及び常勤監査役が出席し、毎月2回開催しております。経営会議として業務執行に関する重要な政策及び戦略立案、経営重要事項の審議・決定、各社の事業計画及び実施状況の報告とグループ各社間の連携と調整を行っており、取締役会で決定した経営方針、計画を迅速に実行するうえで重要な会議となっております。

< 監査役会 > (監査役の機能強化に向けた取り組み状況)

監査役会は、監査役3名(2020年6月26日現在)と監査役監査がより有効に機能するための監査役付担当者を配置し、監査を実施しております。監査役は取締役会のほか、藤田グループ経営会議等の重要性の高い会議に出席し、客観的な立場から意見陳述を行うとともに、内部統制システムの状況を監視しております。会計監査人からは定期的または適宜に会計監査等の報告を受け、さらに会計監査人とは監査の妥当性と有効性を高めるため、意見交換を行う場を設けております。また、監査役は社長と定期的に意見交換の場を設け、監査役が重要な意思決定過程や業務執行状況等を適時的確に把握し、必要により助言や意見表明を行える体制を強化整備しております。

< 会計監査人 >

【会計監査】

会計監査人には、有限責任監査法人トーマツを選任しており、定期的な監査の他、会計上の課題等について随時アドバイスを受けております。

また、当社と同監査法人および当社に従事する業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 矢野 浩一

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 藤野 竜男

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、客観的かつ独立した立場から経営の意思決定及び業務執行の監督の役割りを果たせるものと考え、社外取締役を1名選任し取締役会の監督機能の強化を図っております。

また、監査役会設置会社であり、監査役3名のうち2名は社外監査役であります。社外監査役を選任することで、取締役会に対して、監視機能、牽制機能を強化しております。

コーポレート・ガバナンスの体制については、外部からの客観的、中立的な経営の監視が確保されていると考え、現状の体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに「IR情報」を開設し、決算情報等を掲載しております。 https://www.fujita-eng.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員の指揮下で総務部及び経営企画部が活動を行っております。	
その他	積極的に取材に対応する等、随時、株主や投資家の方々に当社の経営活動についての説明責任を果たすよう努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーに対する行動の基本として「倫理行動基準」を定め、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を行なっております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社及びその子会社(グループ会社)からなる企業集団(以下「当社グループ」という。)について、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)を整備する。

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)企業倫理規程を制定し、当社グループの全役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための規範とする。
- (2)その徹底を図るため、社長を議長とする藤田グループ経営会議(構成員は当社グループの業務執行部門を掌管する取締役)において、グループ会社全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握に努めるとともに、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会に報告する。また、各取締役は、各業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具現化する。
- (3)内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、その結果について藤田グループ経営会議及び取締役会並びに監査役会に報告するものとする。

2. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)「文書管理規定」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下「文書等」という。)に記録し、保存する。取締役及び監査役は、「文書管理規定」により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (2)情報セキュリティについては、「情報システム管理規定」に基づいてセキュリティの確保を図るとともに、継続的にその改善を図る。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にてガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的なリスク状況の監視及びグループ会社全社対応は総務部門が行うものとする。また、新たに発生したリスクについては、「経営リスク管理規定」及び「危機管理規定」に基づき、対策を具現化する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは経営目標を明確に設定し、その達成についてIT技術を活用した合理的評価の実施と、その結果が確実に取締役会及び各取締役並びに経営管理者に伝達される仕組みを構築し、これを活用した経営改善を全社的に検討することにより、職務執行の効率化を図る。また、効率性管理のため以下の方法を行う。

- (1)経営目標の浸透を図るとともに、この目的に基づく中期経営計画を策定し、これを具現化するため、取締役会は中期経営計画に基づき毎期の業績目標と予算を設定する。
- (2)四半期毎の業績は、藤田グループ経営会議に報告され、事業部門毎の業績管理を実施するとともに、各取締役は具体的な施策や改善にその結果を活用する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1)当社グループにおける内部統制システムの構築を目指し、当社総務部門をグループ全体の内部統制システムに関する担当部署とし、これらを横断的に推進、管理する。
- (2)当社取締役、部支店長及びグループ会社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制システムの確立と運用に関する権限と責任を有する。
- (3)当社の内部監査室は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を藤田グループ経営会議、取締役会、監査役会、グループ内部統制担当部署及び(2)の責任者に報告する。グループ内部統制担当部署は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- (4)藤田グループ経営会議において、内部統制システムに関する協議、情報の共有化を実施し、指示・伝達を効率的に行う。
- (5)当社のグループ会社に関する管理は、「グループ会社管理規定」に基づき行い、グループ会社の経営内容を的確に把握するため重要な事項については、藤田グループ経営会議に報告をする体制をとる。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合は、必要に応じ監査役付担当者を選任する。
- (2)当該使用人が他部署と兼務する場合は、監査役に係る指示を受けた業務を優先し、従事するものとする。
- (3)当該従業員の人事異動、評価等については、監査役の意見を尊重し対応する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

- (1)当社グループの取締役は監査役に対して法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、その他コンプライアンス上重要な事項をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役との協議により決定するものとする。
- (2)当社グループの使用人は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、法令・定款違反に関する重大な事実を発見した場合、また、グループ会社の役職員からこれらの報告を受けた者は、監査役に直接報告することができるものとする。
- (3)当社グループの役職員が、当社監査役に対して情報提供をしたことを理由とした不利益な処遇は一切行わない。また、全役職員が利用可能な内部通報制度が設けられており、当該通報を行ったことで、通報者が不利益を受けることが無いよう「内部通報規定」により厳格な情報管理を行う。

8. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社グループは監査役による監査に協力し、監査役の職務の執行に必要と認められる費用について、遅滞なく前払又は償還の手続を行うものとする。

9. その他監査役がその職務を補助する使用人を置くことを確保するための体制

監査役と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。また、必要に応じて弁護士、会計士より監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会秩序や企業の健全な事業活動に脅威を与える反社会的勢力に対して取引関係も含めて一切の取引を遮断し、反社会的勢力から不当要求等を受けた場合には組織全体として毅然とした姿勢で臨むため、以下の体制を整備しております。

1. 対応統括部署の設置

総務部を対応統括部署として、事案毎に関係部署と協議のうえ対応いたします。
また、不当要求等に対応する役員・従業員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

警察当局や顧問弁護士等の外部専門機関と平素から緊密な連携関係を構築し、反社会的勢力への対応に関する指導を受けています。

3. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理

群馬県企業防衛対策協議会に加入し、研修会に参加することで関連情報の収集・管理に努めています。

4. 社員への周知徹底

「藤田グループ行動理念」において「反社会的勢力への対応」を明記し、小冊子を全役員・従業員に配布し、常に携行させ社内への周知・徹底を図っています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

当社は、投資者の適切な判断を損なわせぬよう、決定事項や発生事実等の情報の正確性と公平性を確保し、適時にこれを開示することを旨として、情報開示担当役員の下、経営管理本部を中心とした開示体制を整備し運用しております。

(1)決定事実

取締役会で決議された重要な事項については、速やかに開示しております。

(2)発生事実

発生または発生が見込まれる重要な事実については、正確性を期して速やかに開示しております。

(3)決算情報

決算に関する情報は、取締役会の決議の後、速やかに開示しております。

